

■会計事務所と契約するメリットはこんなところにある・・・

・月次巡回監査

毎月の収入や支出がどうなっているのかタイムリーに知ることは経営をする上でとても大切です。キャッシュの流れと損益の流れは必ずしも一致しません。単に数字を見るだけであれば、市販の会計ソフトを入力して作成できる試算表を見ることで確認はできますが、数字をみるだけではなく、試算表から問題点を発見し、素早く対策を打つことが良好な経営をする早道になるのです。そのため私達、会計事務所は定期的に巡回監査の機会をいただき、過去の数字から読み取れる問題点と現在、今後のビジョンも考慮しながら課題に対する対策を提案させていただきます。またネット上であふれている情報は数え切れませんが、お客様に必要と思われるものだけをピックアップして情報を提供させていただくので、情報を得るために要する時間、手間がかかりません。月次巡回監査は経営にとって間違いなくプラスになるので、定期的に機会をいただき、悩みや不安をお聞かせください。

・税務申告作成業務

個人であれば多くは所得税の確定申告、法人は決算申告、これらの税務申告書の作成は税法の知識がとても必要になります。税務署に出向けば申告書の書き方は教えてくれます。ただ、毎年改正される優遇税制については、税務署は教えてくれないでしょう。お客様自身で正しく理解して活用するのはとてもハードルが高くなってしまいます。また、個人の所得の種類だけでも10種類（事業所得、給与所得、不動産所得、一時所得、雑所得など・・・）ありますので、考えるだけでも混乱してしまうかもしれません。税務申告の代理は税理士のみが行うことが可能です。

・税務調査立会業務

事業を営む上で税務調査は、いつきてもおかしくありません。事業開始して10年15年と税務調査がきていないという事業者もおられますが、私は税務調査はあるものと考え、帳簿の作成や書類の保管は徹底していただくようお伝えしております。税務調査は何か不正をしているから実施されるというものではなく、申告した内容の確認のために実施されるものですので、日頃からきちんとされていけば恐れるものではありません。ただ税務調査となれば2～3日は実施されるので、時間の拘束、精神的な負担がかかります。そうした時に税理士が隣にいて、心強く感じていただけないかと思います。また税理士の立場から意見を主張することで払う必要のない税金を払わずに済むということも少なくありません。

・節税対策のご提案

節税は書籍やインターネットでも様々な方法が紹介されていますが、単に税金を抑えることだけで考えれば難しくありません。ただ、どの事業者に対しても活用できるものではありません。経営方針や今後のビジョンによって、節税するための方法は変わってきます。すぐに飛びついてしまうと、思わぬ損失を被ることもつながりません。正しく理解をしてその時にあった方法を選択しなければいけません。実行するべきかしないべきか、ご判断いただけるようご提案をさせていただきます。

弊所は弁護士、司法書士、社会保険労務士等、土業の外部プレーンも充実しておりますので、税務会計以外の問題点についてもほぼすべてのことでアドバイスはさせていただけると考えております。何かございましたらいつでもご相談くださいませ。

(文責 井上 光義)